

# AMT/NEWSLETTER

## Competition

2026年1月30日

### COMPETITION NEWSLETTER(2026/1)

#### Contents

I. 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省が公表した経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について

1. はじめに
2. 想定事例
3. おわりに

II. 2025年10月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

III. 事務所 News (受賞歴)

#### I. 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省が公表した経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について

弁護士 矢上 浩子 / 弁護士 安念 リサ

##### 1. はじめに

2025年11月20日、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省により「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」(以下「本事例集」という。)が公表された<sup>1</sup>。近年、日本企業は、グローバル経済の複雑化に伴い、国家紛争等による重要物資の供給途絶、供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、他国企業による高度技術の獲得、大規模な国家補助金等を背景とする過剰供給といったリスクに直面している。このようなリスクに対応するため、中長期かつ大規模な投資や、サプライチェーン全体や企業間での情報交換、企業間の連携・再編の重要性がより一層高まっている。しかしながら、中長期的かつ大規模な投資により企業結合を行ううえでは、企業結合規制に抵触するおそれがある。また、同業他社との情報交換や連携においても、カルテル規制への違反が懸念されることから、企業としても保守的に対応する傾向にある。

本事例集は、独占禁止法違反とならない行為の活発化につながるよう、経済安全保障リスクへの対応のために実施される事業者間の情報交換、連携、再編といった行為について、独占禁止法上の考え方を整理し、広く周知するために作成されたものである。なお、本事例集は、独占禁止法に関する新たな解釈や考え方を示したものではなく、公正取引委員会がこれまで公表している各種ガイドライン(「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」)

<sup>1</sup> 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」(2026年11月20日)  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120\\_economicsecurity\\_jireisuu.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economicsecurity_jireisuu.pdf)

方」<sup>2</sup>、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」<sup>3</sup>、「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」<sup>4</sup>等)の内容も適宜参照しながら、シチュエーション別に独占禁止法上の考え方を整理する構成となっている。また、同日付で、公正取引委員会より、「経済安全保障に関する取組における独占禁止法上の基本的な考え方」<sup>5</sup>も公表されている(以下「経済安全保障ガイドライン」という。)。こちらでも独占禁止法の概要や情報交換に関する基本的な考え方、実際の企業結合審査の流れ等が分かりやすく示されていることから、本事例集を読み解く際に、併せて参考することが有用と考えられる。

## 2. 想定事例

本事例集では、想定事例として以下の15の事例が記載されているが、本稿では、このうち特に日本企業の関心が高いと思われる一部の事例について概説する。

独占禁止法上問題のない想定事例	
情報交換	① 業務提携・買収提案に関する情報交換
	② 流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換
	③ アンチダンピング申請に関する情報交換
	④⑤ 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換(2事例)
共同行為	⑥ 重要原材料の調達に関する情報行為及び共同調達
	⑦ 供給が限られる製品等の川下市場への配分
	⑧ 競争力を維持・確保するための共同行為
企業結合	⑨ 寡占市場における企業結合
	⑩ 市場が縮小する事業に関する統廃合
	⑪ 過剰供給市場におけるポートフォリオ調整
	⑫ 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編
	⑬ 競争力を維持・確保するための統合・合併
その他	⑭ 国内で寡占的な複数事業者の統合・合併
その他	⑮ 他社との共同研究開発の制限

### (1) 業務提携・買収提案に関する情報交換(事例①)

海外事業者から国内事業者に対する業務提携や買収の提案がなされた際に、関連する国内事業者間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、海外事業者からの当該提案について情報交換を行う場面を想定した事例である。経済安全保障上の観点から、業務提携や買収に伴う国内の優位技術の流出、国内の生産基盤毀損を防ぐ必要性が指摘されている。

ここでは、独占禁止法の問題となるのは競合事業者間の価格、数量、取引に係る顧客・販路等の重要な競争手段に関する情報交換であり、業務提携や買収提案に関する事実を事業者間で情報交換すること自体は基本的には問題とならないことが示されている。なお、この場合でも、業務提携や買収の提案自体が秘密保持契約により守秘義務の対象とさ

2 公正取引委員会「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(2023年3月31日(2026年1月1日最終改定))  
[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/green\\_gl.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/green_gl.pdf)

3 公正取引委員会「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(1995年10月30日(2026年1月1日最終改定))  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>

4 公正取引委員会「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」(2012年3月13日)  
[https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/index\\_files/souteijirei.pdf](https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/index_files/souteijirei.pdf)

5 公正取引委員会「経済安全保障に関する取組における独占禁止法上の基本的な考え方」(2025年11月20日)  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120\\_economicsecurity\\_kanngaekata.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economicsecurity_kanngaekata.pdf)

れている場合には、情報交換に際し別途手当てが必要であることは言うまでもない。

## (2)アンチダンピング申請に関する情報交換(事例③)

海外事業者が日本向けに廉価販売を行っている製品につき、アンチダンピング措置を申請するに際して、弁護士への委任前に、国内事業者間で、共同で申請を進めるか否かを判断するための情報交換を想定した事例である。経済安全保障上の観点から、ダンピングによる損害を取り除き、国内事業者の競争力を保つために、アンチダンピング措置の申請が重要であることが指摘されている。

通常、海外事業者のダンピング行為に関し、公表情報や定性的な情報を事業者間で交換することや、実際に複数の事業者が共同申請を行うこと自体は、基本的には独占禁止法の問題とならない。これに対し、アンチダンピング措置を共同申請するにあたり、対象製品の生産量、販売量、価格等の未公表情報を交換する必要が生じた場合には、このような情報は重要な競争手段に関連するため、その取扱いには十分留意すべきことが指摘されている。このような場面での独占禁止法リスクを回避するため、競争関係にある事業やその意思決定に関与しない役職員及び外部アドバイザーからなる「クリーンチーム」を組成することも有用とされる。<sup>6</sup>

## (3)市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換(事例④、⑤)

脱炭素化の実現に向けて、炭素排出量を低減した製品への事業転換が進む分野においては、当該製品に転用できない部品は将来的に供給過多となることが予測される。その場合、早期に事業の集約化を図るべく、生産維持の必要な数量や今後直面する事業上の課題、操業継続に関する意向等に関し、事業者間で情報交換を行う必要が生じる(事例④)。また、将来的に需要減少が見込まれる分野においては、事業者間で需要・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄・統合について情報交換を行うことも想定される(事例⑤)。経済安全保障の観点からも、国内事業者が技術優位性・国際競争力を持つ事業の集約化や、需要が減少傾向にある事業の産業基盤の維持について、その重要性が強調されている。

いずれの事例においても、将来の生産数量や事業計画等の重要な競争手段に関する情報の交換が想定されるため、独占禁止法のリスクは高いといえる。もっとも、各事業者においてクリーンチームを組成し、クリーンメンバーのみで事業の集約化や共同廃棄・統合の検討に必要な範囲に限って情報交換を行う場合には、通常、独占禁止法上の問題は生じない旨が説明されている。

なお、事例④では、気候変動問題に対応するための事業者間の取組みが想定されている。このような取組みには、新たな技術や優れた商品を生み出す競争促進的な効果が期待されることが多い。前述の「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」では、事業者間の気候変動問題への共同の取組みについての独占禁止法上の考え方方が整理されているため、併せて参照されたい。

## (4)重要原材料に関する共同調達(事例⑥)

事業に不可欠な重要原材料のうち海外依存度の高い原材料については、国際情勢の変動等による調達途絶リスクに備える必要があるところ、かかるリスクの回避のため、事業者間で共同調達の検討や実施される場面を想定した事例である。経済安全保障の観点から、海外依存度の高い原材料の供給途絶のリスクに備えることの重要性が指摘されている。

共同調達は、原材料の安定的な調達という競争促進効果を持つことから、独占禁止法上の問題はないと整理できるケースも多い。しかしながら、共同調達の参加事業者の購入シェアが高く、非参加事業者の牽制力が弱い場合や、共同調達参加事業者の対象製品の販売市場におけるシェアや製造コストに占める重要原材料の調達コストの割合が高い場合には、共同調達により参加事業者間で協調的な行動が助長され、独占禁止法上問題となる可能性がある。また、共同調達への

6 公正取引委員会『「アンチダンピング措置の共同申請」における独占禁止法上の考え方について』(2020年9月30日)参照。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/dokkinhou\\_20201026.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/dokkinhou_20201026.pdf)

参加が強制である場合にも、独占禁止法上の問題を生じるおそれがあることに注意が必要とされる。

## (5)事業の安定性・持続性を考慮した業界再編(事例⑫)

事業に不可欠な重要原材料について調達途絶が顕在化した場合に、当該原材料を使用した製品の製造に従事する企業が、同製品の製造事業に加え、原材料の代替となるリサイクル材を生成するリサイクル事業にも従事する同業他社と統合する場面を想定した事例である。経済安全保障の観点から、原材料の調達途絶により事業を継続できなくなる企業が、調達途絶下の供給継続のためリサイクル事業を有する企業と統合する必要性が指摘されている。

企業結合により競争が実質的に制限されることとなるいかは、当事会社の市場シェア、競争状況、競争者の供給余力、輸入圧力、参入容易性、隣接市場の競争圧力、需要者からの競争圧力等の要素から総合的に検討されるが、その際に、当事会社が著しい業績不振に陥っており、企業結合がなければ近い将来において市場から退出する蓋然性が高いことが明らかな状況下では、競争の実質的制限のおそれは小さいと評価できる場合がある(いわゆる破綻企業の法理<sup>7</sup>)。ここでは、原材料の調達途絶の影響により、企業結合がなければ事業継続が困難と考えられる場合においても、破綻企業の考え方方が適用される余地があることが指摘されている。

## (6)国内で寡占的な事業者の統合・合併(事例⑭)

国内企業が単独では生産効率を維持できないという状況において、国内で寡占状態にある他の企業と統合・合併を行う場面を想定した事例である。重要な製品に関する研究開発・製造能力を失い、海外に依存することは、経済安全保障の観点のみならず競争確保の観点からも避けるべきであり、国内企業の統合・合併によりこれを維持することが望ましい場合があることが指摘されている。

国内において寡占的な地位にある事業者間の統合であっても、その競争の実質的制限の有無の検討にあたり、国境を越えて世界的な地理的範囲を画定することが可能であり、かつ、海外に有力な競争事業者が存在する場合には、競争の実質的制限のおそれが小さいとの評価が可能であることが示されている。本事例においては造船・舶用工業の分野における企業結合が念頭に置かれているが、過去には鉄鋼製品の製造販売業に関する事業者間の合併<sup>8</sup>でも同じ考え方についての言及があり、必ずしも特定の分野に限られたものではないと考えられる。

## (7)他社との共同研究開発の制限(事例⑮)

国内事業者間で共同研究開発を実施するにあたり、契約期間中及び契約期間終了後、技術情報が陳腐化するまでの一定期間、他の事業者(特に海外事業者)との間で当該分野における共同研究開発を行わない旨の合意を行う場面を想定した事例である。経済安全保障の観点から、技術や研究内容等が海外事業者へ流出することを避け、日本の技術優位性・国際競争力を維持することの重要性が指摘されている。

共同研究開発において、参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不公正な取引方法として独占禁止法上問題となり得る。特に、契約期間終了後の研究開発の制限は、基本的に必要とは認められず、公正競争阻害性が強いものと整理されている<sup>9</sup>。しかしながら、契約期間終了後も、合理的な期間に限り、第三者との同一又は密接に関連する研究開発を制限することは、背信行為の防止又は権利の帰属確定のために必要と認められる

7 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(2004年5月31日(最終改定2019年12月17日))第4の2(8)イ  
<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html>

8 公正取引委員会「事例2 新日本製鐵㈱と住友金属工業㈱の合併」(2011年度)  
[https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryō/mondai/h23jirei02\\_files/H23jirei02.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryō/mondai/h23jirei02_files/H23jirei02.pdf)

9 公正取引委員会「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(1993年4月20日(最終改定2017年6月16日))第2の2(1)ア[7]及び[9]  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

範囲であれば、独占禁止法上も問題とならないことが示されている。したがって、国内事業者間の共同研究開発において、契約期間終了後も一定期間、第三者との関連する共同研究開発を制限することにより、海外含む他社への情報流出を防ぐことは可能と考えられる。

### 3. おわりに

本事例集は、経済安全保障の観点から必要性・重要性が高い企業間の行為について、具体的な想定事例を紹介しながら、各場面で問題となり得る独占禁止法上の考え方を整理したものであり、特に日本企業が経済安全保障上の施策を検討する場面では、一定の参考価値があると考えられる。なお、各想定事例では、具体的な事業分野や業種についても記載があるが、これらの事業分野や業種に限って適用されることが意図されているわけではなく、他の事業分野への適用も十分考えられるところである。

一方で、経済安全保障の観点から実施される施策であることをもって、独占禁止法上の解釈が直ちに緩和されるわけではない。また、海外での事業活動に関連する場合には、当該国・法域の競争法の適用にも配慮する必要がある。さらに、市場の状況や競争状況も各商品・役務ごとに異なることから、独占禁止法や海外の競争法上の問題の有無については、やはり個別具体的に検討していくほかない。したがって、実際に経済安全保障の観点から競争事業者間で一定の施策を行おうとする場合には、独占禁止法の適用につき過度に保守的になる必要はないものの、事前に弁護士や公正取引委員会への相談を実施することにより、慎重に対応することが望ましいといえる。

以上

## II. 2025 年 10 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025 年 10 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介いたします。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Lexology Panoramic - Intellectual Property & Antitrust 2026 (Japan Chapter)  
2025 年 12 月(著:[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[村上 遼](#)) Law Business Research Ltd.  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR - Market Review Merger Control 2025 - Japan  
2025 年 11 月(著:[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[矢上 浩子](#)) Law Business Research Ltd.  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition-IP Interface: Transactions, Collaboration, and Unilateral Conduct (Japan)  
2025 年 11 月(著:[ムシス バシリ](#)、[小島 諒万](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Abuse of Dominance in Japan  
2025 年 11 月(著:[ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition Law in Digital Markets (Japan)  
2025 年 11 月(著:[ムシス バシリ](#)、[小島 諒万](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 下請法から取適法へ—サプライチェーン全体での適正な価格転嫁—  
2025 年 11 月(著:[原 悅子](#)) 経済法令研究会
- ◆ Merger Remedies Guide - Edition 6 (Japan chapter)  
2025 年 10 月(著:[ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浩子](#)) Law Business Research Ltd  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ [独禁法事例速報]自己が提供する他のサービスを利用する場合にのみ優遇レートを適用することとした行為について確約計画が認定された事例(公取委令和 7・7・22 発表)  
2025 年 10 月(著:[石田 健](#)) 有斐閣

### III. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしております。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific 2026(2025 年 12 月公表)の競争法分野では、事務所部門で Band 1 であったのみならず、個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

その他、最新の受賞歴は以下のとおりです。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悅子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悅子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ 日本経済新聞 - 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浩子](#)

◆ asialaw 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Lexology Index: Japan 2025

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悅子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浩子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 矢上 浩子 ([kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com))  
弁護士 安念 リサ ([risa.annen@amt-law.com](mailto:risa.annen@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。